

墨田区情報公開条例等の一部を改正する条例（案）新旧対照表

第1条による改正（墨田区情報公開条例（平成13年墨田区条例第3号））

改 正 案	現 行
<p>目次 第1章・第2章〔略〕 第3章 <u>審査請求等</u>（第17条 - 第21条）  第4章・第5章〔略〕 付則     第3章 <u>審査請求等</u>     （<u>審査請求</u>） 第17条 <u>公開決定等又は公開請求に係る不作為に関する行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定に基づく審査請求については、同法第9条第1項の規定は適用しない。</u>  2 <u>前項の審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、遅滞なく、墨田区行政不服審査会条例（平成2年墨田区条例第20号）に基づく墨田区行政不服審査会（以下「審査会」という。）に諮問しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。</u>  (1) <u>審査請求が明らかに不適法であり、却下するとき。</u> (2) <u>裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る区政情報の全部を公開するとき（当該区政情報の公開について反対意見書が提出されているときを除く。）。</u>  3 <u>前項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写しを添えてしなければならない。</u></p>	<p>目次 第1章・第2章〔略〕 第3章 <u>不服申立て等</u>（第17条 - 第21条）  第4章・第5章〔略〕 付則     第3章 <u>不服申立て等</u>     （<u>不服申立て</u>） 第17条〔新設〕      <u>公開決定等について行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定に基づく不服申立てがあったときは、当該不服申立てに対する決定又は裁決をすべき実施機関は、遅滞なく、墨田区情報公開及び個人情報保護審査会条例（平成2年墨田区条例第20号）に基づく墨田区情報公開及び個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に諮問しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。</u>  (1) <u>不服申立てが明らかに不適法であり、却下するとき。</u> (2) <u>不服申立てに係る公開決定等（公開請求に係る区政情報の全部を公開する旨の決定を除く。以下この号及び第20条第2項において同じ。）を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る区政情報の全部を公開するとき。ただし、当該公開決定等について反対意見書が提出されているときを除く。</u>      〔新設〕</p>

<p>( 諮問した旨の通知 )</p> <p>第 1 8 条 前条第 2 項の規定により諮問をした実施機関 ( 以下「諮問庁」という。 ) は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。</p> <p>(1) <u>審査請求人及び参加人 ( 行政不服審査法第 1 3 条第 4 項に規定する参加人をいう。以下この条及び第 2 0 条において同じ。 )</u></p> <p>(2) <u>公開請求者 ( 公開請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。 )</u></p> <p>(3) <u>当該審査請求に係る区政情報の公開について反対意見書を提出した第三者 ( 当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。 )</u></p> <p>( 裁 決 )</p> <p>第 2 0 条 諮問庁は、<u>裁 決</u>をするに当たっては、審査会の答申を尊重しなければならない。</p> <p>2 第 1 4 条第 3 項の規定は、次の各号のいずれかに該当する<u>裁 決</u>をする場合について準用する。</p> <p>(1) <u>公開決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁 決</u></p> <p>(2) <u>審査請求に係る公開決定等 ( 公開請求に係る区政情報を公開する旨の決定を除く。 )</u>を変更し、<u>当該審査請求に係る区政情報を公開する旨の裁 決 ( 第三者である参加人が当該区政情報の公開に反対の意思を表示している場合に限る。 )</u></p>	<p>[ 同左 ]</p> <p>第 1 8 条 前条の規定により諮問をした実施機関 ( 以下「諮問庁」という。 ) は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。</p> <p>(1) <u>不服申立人及び参加人</u></p> <p>(2) <u>公開請求者 ( 公開請求者が不服申立人又は参加人である場合を除く。 )</u></p> <p>(3) <u>当該不服申立てに係る公開決定等について反対意見書を提出した第三者 ( 当該第三者が不服申立人又は参加人である場合を除く。 )</u></p> <p>( 決 定 及 び 裁 決 )</p> <p>第 2 0 条 諮問庁は、<u>決定又は裁 決</u>をするに当たっては、審査会の答申を尊重しなければならない。</p> <p>2 第 1 4 条第 3 項の規定は、次の各号のいずれかに該当する<u>決定又は裁 決</u>をする場合について準用する。</p> <p>(1) <u>公開決定に対する第三者からの不服申立てを却下し、又は棄却する決定又は裁 決</u></p> <p>(2) <u>不服申立てに係る公開決定等を変更し、当該公開決定等に係る区政情報を公開する旨の決定又は裁 決 ( 第三者である参加人が当該区政情報の公開に反対の意思を表示している場合に限る。 )</u></p>
--	--

第 2 条による改正 ( 墨田区個人情報保護条例 ( 平成 2 年墨田区条例第 1 9 号 ) )

改 正 案	現 行
<p>( 第三者保護に関する手続 )</p> <p>第 2 2 条の 2 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報に実施機関並びに国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外の者 ( 以下この条、第 2 5 条の 2 及び第 2 5 条の 4 において「第三者」という。 ) に関する情報が含ま</p>	<p>[ 同左 ]</p> <p>第 2 2 条の 2 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報に実施機関並びに国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外の者 ( 以下この条、第 2 5 条の 2 及び第 2 5 条の 4 において「第三者」という。 ) に関する情報が含ま</p>

れているときは、開示請求に係る保有個人情報の全部若しくは一部を開示する旨の決定又は全部を開示しない（第17条の4の規定により開示請求を拒否するとき、及び開示請求に係る保有個人情報を現に保有していないときを含む。）旨の決定（以下「開示決定等」という。）をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し意見書を提出する機会を与えることができる。

## 2・3 〔略〕

（審査請求の取扱い）

第25条 可否の決定又は開示請求、訂正請求、削除請求若しくは目的外利用等の中止請求に係る不作為に関する行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定に基づく審査請求については、同法第9条第1項の規定は適用しない。

2. 前項の審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、墨田区行政不服審査会条例（平成2年墨田区条例第20号）に基づく墨田区行政不服審査会（以下「審査会」という。）に諮問しなければならない。

- (1) 審査請求が明らかに不適法であり、却下するとき。
- (2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示するとき（当該保有個人情報の開示について反対意見書が提出されているときを除く。）。
- (3) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報を訂正し、削除し、又は当該保有個人情報の目的外利用等を中止するとき。

れているときは、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し意見書を提出する機会を与えることができる。

## 2・3 〔略〕

（不服申立ての取扱い）

第25条 〔新設〕

開示決定、訂正決定、削除決定又は目的外利用等の中止決定について行政不服審査法（昭和37年法律第160号）に基づく不服申立てがあったときは、当該不服申立てに対する裁決又は決定をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、墨田区情報公開及び個人情報保護審査会条例（平成2年墨田区条例第20号）に基づく墨田区情報公開及び個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に諮問しなければならない。

- (1) 不服申立てが明らかに不適法であり、却下するとき。
- (2) 不服申立てに係る決定等（開示請求に係る自己情報の全部を開示する旨の決定、訂正請求、削除請求又は目的外利用等の中止請求の全部を容認する旨の決定を除く。）を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る保有個人情報の全部を開示することとしたとき。ただし、当該開示決定について反対意見書が提出されているときを除く。

〔新設〕

3 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項の規定により読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写しを添えてしなければならない。

( 諮問した旨の通知 )

第25条の2 前条第2項の規定により諮問をした実施機関(以下「諮問庁」という。)は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

(1) 審査請求人及び参加人(行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下この条及び第25条の4において同じ。)

(2) 開示請求者、訂正請求者、削除請求者又は目的外利用等中止請求者(これらの者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)

(3) 当該審査請求に係る保有個人情報の開示について反対意見書を提出した第三者(当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)

( 答申の取扱い )

第25条の3 諮問庁は、裁決をするに当たっては、審査会の答申を尊重しなければならない。

2 [ 略 ]

( 第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続 )

第25条の4 第22条の2第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

(1) 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決

(2) 審査請求に係る開示決定等(開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。)を変更し、当該開示決定等に係る保有個人情報を開示する旨の裁決(第三者である参加人が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。)

[ 新設 ]

[ 同左 ]

第25条の2 前条の規定により諮問をした実施機関(以下「諮問庁」という。)は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

(1) 不服申立人及び参加人

(2) 開示請求者、訂正請求者、削除請求者又は目的外利用等中止請求者(これらの者が不服申立人及び参加人である場合を除く。)

(3) 当該不服申立てに係る開示決定等について反対意見書を提出した第三者(当該第三者が不服申立人及び参加人である場合を除く。)

[ 同左 ]

第25条の3 諮問庁は、裁決又は決定をするに当たっては、審査会の答申を尊重しなければならない。

2 [ 略 ]

( 第三者からの不服申立てを棄却する場合等における手続 )

第25条の4 第22条の2第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決又は決定をする場合について準用する。

(1) 開示決定に対する第三者からの不服申立てを却下し、又は棄却する裁決又は決定

(2) 不服申立てに係る開示決定等を変更し、当該開示決定等に係る保有個人情報を開示する旨の裁決又は決定(第三者である参加人が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。)

第3条による改正（墨田区情報公開及び個人情報保護審査会条例（平成2年墨田区条例第20号））

改 正 案	現 行
<p style="text-align: center;"><u>墨田区行政不服審査会条例</u></p> <p>（趣旨）</p> <p><u>第1条 この条例は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第4項の規定に基づき、墨田区行政不服審査会（以下「審査会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるほか、墨田区情報公開条例（平成13年墨田区条例第3号。以下「情報公開条例」という。）第17条及び墨田区個人情報保護条例（平成2年墨田区条例第19号。以下「個人情報保護条例」という。）第25条の規定による諮問を受けて行う審査に関し必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>（所掌事項）</p> <p><u>第2条 審査会は、次に掲げる事項を審査して答申する。</u></p> <p>（1） <u>行政不服審査法の規定によりその権限に属させられた事項</u></p> <p>（2） <u>情報公開条例及び個人情報保護条例の規定による処分及びその不作為に係る審査請求に関する事項</u></p> <p>（組織）</p> <p><u>第3条 審査会は、委員5人以内をもって組織する。</u></p> <p>2 <u>委員は、審査会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができ、かつ、法律又は行政に関して優れた識見を有する者のうちから、区長が委嘱する。</u></p> <p>3 <u>委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。</u></p> <p>4 <u>第1項の規定にかかわらず、前条第1号に掲げる事項に係る審査請求にあっては、審査会が委員のうちから指名する3人をもって審査することができる。</u></p>	<p style="text-align: center;"><u>墨田区情報公開及び個人情報保護審査会条例</u></p> <p>（設置）</p> <p><u>第1条 墨田区情報公開条例（平成13年墨田区条例第3号。以下「情報公開条例」という。）第17条及び墨田区個人情報保護条例（平成2年墨田区条例第19号）第25条の規定による諮問に応じて、これらの条例の規定による処分に係る不服申立てについて審査するため、墨田区情報公開及び個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。</u></p> <p>〔新設〕</p> <p>〔同左〕</p> <p><u>第2条 〔同左〕</u></p> <p>2 <u>委員は、情報公開及び個人情報保護に関し優れた見識を有する者のうちから、区長が委嘱する。</u></p> <p>〔新設〕</p> <p>〔新設〕</p>

(調査権等)

第7条 審査会は、第2条第2号に掲げる事項に係る審査において必要があると認めるときは、情報公開条例第17条又は個人情報保護条例第25条の規定により審査会に諮問した実施機関(以下この条において「諮問庁」という。)に対し、審査請求があった処分に係る区政情報又は個人情報(以下「区政情報等」という。)の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された区政情報等の公開を求めることができない。

2 諮問庁は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、拒んではならない。

3 審査会は、第2条第2号に掲げる事項に係る審査において必要があると認めるときは、諮問庁に対し、審査請求があった処分に係る区政情報等の内容を審査会の指定する方法により分類し、又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、第2条第2号に掲げる事項に係る審査に関し、審査請求人、参加人(行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。次条第2項において同じ。)又は諮問庁(以下「審査請求人等」という。)に意見書又は資料(以下「意見書等」という。)の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させることその他必要な調査をすることができる。

(意見の陳述)

第7条の2 審査会は、第2条第2号に掲げる事項に係る審査において審査請求人等から申出があったときは、当該審査請求人等に、口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

(委員の任期)

第3条 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(同左)

第7条 審査会は、必要があると認めるときは、情報公開条例第18条に規定する諮問庁(以下「諮問庁」という。)に対し、不服申立てのあった処分に係る区政情報又は個人情報(以下「区政情報等」という。)の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された区政情報等の公開を求めることができない。

2 諮問庁は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、不服申立てのあった処分に係る区政情報等の内容を審査会の指定する方法により分類し、又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、不服申立てに係る事件に関し、不服申立人、参加人又は諮問庁(以下「不服申立人等」という。)に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させることその他必要な調査をすることができる。

(意見の陳述等)

第7条の2 審査会は、不服申立人等から申出があったときは、当該不服申立人等に、口頭で意見を述べる機会を与え、又は意見書若しくは資料の提出を認めることができる。

2 前項本文の場合において、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

(意見書等の提出)

第7条の3 審査請求人等は、第2条第2号に掲げる事項に係る審査において審査会に対し、意見書等を提出することができる。この場合において、審査会が意見書等を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内に提出しなければならない。

(委員による調査手続)

第7条の4 審査会は、第2条第2号に掲げる事項に係る審査のために必要があると認めるときは、その指名する委員に、第7条の規定による調査をさせ、又は第7条の2第1項本文の規定による審査請求人等の意見の陳述を聴かせることができる。

(提出資料の写しの送付等)

第7条の5 審査会は、第2条第2号に掲げる事項に係る審査において第7条第3項若しくは第4項又は第7条の3の規定による意見書等の提出があったときは、当該意見書等の写し(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この項及び次項において同じ。)にあっては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面)を当該意見書等を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。

2 審査請求人等は、第2条第2号に掲げる事項に係る審査において審査会に対し、審査会に提出された意見書等の閲覧(電磁的記録にあっては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧)を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があ

2 審査会は、不服申立人等から意見書又は資料が提出された場合、不服申立人等(当該意見書又は資料を提出したものを除く。)にその旨を通知するよう努めるものとする。

[新設]

[新設]

(提出資料の閲覧等)

第7条の3 不服申立人及び参加人は、諮問庁に対し、第7条第3項及び第4項並びに前条第1項の規定により審査会に提出された意見書又は資料の閲覧又は複写を求めることができる。この場合において、諮問庁は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧又は複写を拒むことができない。

[新設]

<p><u>るときでなければ、その閲覧を拒むことができない。</u></p>	
<p><u>3 審査会は、第1項の規定による送付をし、又は前項の規定による閲覧をさせようとするときは、当該送付又は閲覧に係る意見書等の提出人の意見を聴かなければならない。ただし、審査会がその必要がないと認めるときは、この限りでない。</u></p>	<p>〔新設〕</p>
<p><u>4 審査会は、第2項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。</u></p> <p>(委員の義務)</p>	<p><u>2 諮問庁は、前項の規定による閲覧又は複写について、その日時及び場所を指定することができる。</u></p> <p>(委員の守秘義務)</p>
<p>第9条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。</p>	<p>第9条 審査会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。</p>
<p><u>2 委員は、在任中、審査会の審査の公正性を損なう行為をしてはならない。</u></p> <p>(罰則)</p>	<p>〔新設〕</p> <p>〔同左〕</p>
<p>第10条 前条第1項の規定に違反した者は、1年以下の懲役又は<u>50万円</u>以下の罰金に処する。</p> <p>(庶務)</p>	<p>第10条 前条の規定に違反した者は、1年以下の懲役又は<u>3万円</u>以下の罰金に処する。</p>
<p><u>第11条 審査会の庶務は、総務部において処理する。</u></p> <p>(委任)</p>	<p>〔新設〕</p> <p>〔同左〕</p>
<p><u>第12条 この条例の施行について必要な事項は、区長が定める。</u></p>	<p>第11条 〔同左〕</p>

## 付 則

### (施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。  
(墨田区情報公開条例の一部改正に伴う経過措置)
- 2 公開請求に係る決定又は不作為についての不服申立てであって、この条例の施行前にされたものについては、なお、従前の例による。  
(墨田区個人情報保護条例の一部改正に伴う経過措置)
- 3 開示請求、訂正請求、削除請求若しくは目的外利用等の中止請求に係る決定又は不作為についての不服申立てであって、この条例の施行前にされたものについては、なお、従前の例による。  
(墨田区情報公開及び個人情報保護審査会条例の一部改正に伴う経過措置)
- 4 従前の墨田区情報公開及び個人情報保護審査会(以下「旧審査会」という。)は、

第3条による改正後の墨田区行政不服審査会条例（以下「改正後の条例」という。）の規定に基づく墨田区行政不服審査会（以下「審査会」という。）となり、同一性をもって存続するものとする。

- 5 この条例の施行の際現に旧審査会の委員である者は、それぞれ、この条例の施行の日に、改正後の条例第3条第2項の規定により審査会の委員として委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる者の任期は、同条第3項の規定にかかわらず、同日における旧審査会の委員としてのそれぞれの任期の残任期間と同一の期間とする。
- 6 改正後の条例第7条の2第2項、第7条の4並びに第7条の5第1項及び第3項の規定は、この条例の施行の日前にされた処分又は同日前にされた申請に係る不作為に関する審査については、適用しない。
- 7 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の墨田区情報公開及び個人情報保護審査会条例の規定により審査が開始されている不服申立てについては、改正後の条例の規定による審査が開始されているものとみなす。この場合において、この条例の施行前に旧審査会において行われた手続は、改正後の条例の相当規定による手続として行われたものとみなす。
- 8 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。